

## 港北区防災計画（風水害等対策編）の全面改正について（情報提供）

### 1 趣旨

港北区防災計画（風水害等対策編）は、都市化とともに多様化する風水害に対して、行政機関、企業、町の防災組織、区民の皆様などと協働して対処していくことを目的として、平成23年3月に策定しました。

策定以降、指定緊急避難場所の指定及び避難情報の名称変更など、災害対策基本法をはじめとした法改正があったことから、この度、港北区防災計画（風水害等対策編）を全面改正しましたので情報提供します。

### 2 計画の特徴

- (1) 全面改正した計画では、風水害をはじめ、雪害、火山災害を対象としました。
- (2) 新型コロナウイルス感染症や令和元年台風19号等を踏まえ、港北区役所が実施する各種風水害施策を記載するとともに、区民の皆様にご確認いただきたい項目は、目次等に【重点確認項目】と表記しました。
- (3) 風水害時に緊急速報メール（エリアメール）が配信される条件など、区民の皆様から多く寄せられる問い合わせを反映しました。

### 3 その他

港北区防災計画（風水害等対策編）は、自治会・町内会あてに1部ずつお送りしますのでご活用ください。

なお、港北区ホームページにも掲載しますので、必要な場合はダウンロードしてご活用ください。

※区役所等での配架はありません。